

秋田県国民健康保険運営方針等連携会議設置要綱

(目 的)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による改正後の国民健康保険法第82条の2第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の運営の広域化及び効率化の推進を図るための国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「運営方針」という。）を定めるため、県内市町村の意見を聴くとともに、意見の調整を図ることを目的として秋田県国民健康保険運営方針等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所 掌)

第2条 連携会議は、前条の目的の達成に資するため、次の事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- (2) 県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- (3) 県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- (6) 県内の市町村の国民健康保険事業の運営の広域化及び効率化に関する事項
- (7) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- (8) 上記の事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

2 連携会議は、第1項に掲げる事項の意見交換等に際し必要があると認めるときは、秋田県国民健康保険運営方針等連携作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

3 作業部会は、前条の目的の達成に資する実効性のある推進方策等について検討し、その結果を連携会議に報告するものとする。

(組 織)

第3条 連携会議は、県、県内市町村保険者及び秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）をもって構成する。

2 連携会議の委員は、次の職にある者をもって充てる。

県	長寿社会課国保改革準備・医療指導室長
市町村保険者	国民健康保険事業主管課長
国保連合会	事務局長

3 連携会議に会長を置くこととし、秋田県健康福祉部長寿社会課国保改革準備・医療指導室長をもって充てる。

4 作業部会は、連携会議を構成する各団体をもって構成することとし、その委員は、次のとおりとする。

(1) 秋田県健康福祉部長寿社会課国保改革準備・医療指導室国保改革準備・医療指導班長

(2) 市町村保険者及び国保連合会の委員が推薦する実務担当者

5 作業部会に部会長を置くこととし、秋田県健康福祉部長寿社会課国保改革準備・医療指導室国保改革準備・医療指導班長をもって充てる。

(運 営)

第4条 連携会議及び作業部会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会務を掌握し、連携会議の議長を務める。

3 部会長は、会務を掌握し、作業部会の議長を務める。

(事務局)

第5条 連携会議及び作業部会の庶務は、秋田県健康福祉部長寿社会課国保改革準備・医療指導室国保改革準備・医療指導班に置く。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議及び作業部会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。